

四国中央市水道局物品購入等一般競争入札実施要綱

平成 30 年 3 月 30 日

告示第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、水道局が発注する物品の購入及び修繕並びに印刷製本（以下これらを「物品購入等」という。）の一般競争入札における透明性及び競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の規定に基づく一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象物品購入等)

第 2 条 一般競争入札の対象とする物品購入等（以下「対象物品購入等」という。）は、予定価格が 2,000 万円以上の物品購入等とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第 3 条 物品購入等の一般競争入札に参加することができる者は、四国中央市水道局物品購入等の契約に係る入札参加者の資格及び指名基準に関する要綱（平成 30 年四国中央市告示第 号）第 4 条の入札参加有資格業者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる事項について対象物品購入等ごとに市長が別に定める条件を全て満たすものとする。

- (1) 本店又は営業所の所在地
- (2) 同種の物品購入等の納入実績
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札参加資格の審査方法)

第 4 条 入札参加資格の審査方法は、入札執行前に審査を行う方法によるものとし、全ての入札参加者について審査するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、開札執行後に審査を行う方法によるものとし、予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者から入札価格の低い順に入札参加資格の条件を満たす一の者が確認できるまで審査するものとする。

(審査結果の通知)

第 5 条 市長は、前条の規定による審査の結果について市長が別に定める入札参加資格確認書により、入札参加者に通知する。

(入札の申込み)

第 6 条 物品購入等の一般競争入札に係る申込みを行う者は、次に掲げる書類を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 市長が別に定める入札参加資格審査申請書
- (2) 公告で提出を求めた書類

(入札の辞退)

第 7 条 入札参加者は、正当な理由なく当該入札を辞退することができない。

(入札の執行延期等)

第 8 条 市長は、四国中央市水道局契約規程（平成 19 年四国中央市告示第 117 号）第 8 条第 2 項に規定するもののほか、入札参加者が 2 者に満たない場合は、入札の執行を延期し、若しくは中止し、又は取り消すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、当分の間、入札参加者が2者に満たない場合でも入札を執行するものとする。

(無断使用の禁止)

第9条 市長は、入札参加者から提出された資料等を無断で他の用途に使用しないものとする。

(その他)

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。